

## 福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川社会福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定等及び人材の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、旭川市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営等及び必要な人材の派遣に関する協力を要請し、乙が可能な範囲で応じること並びにその場合の手續を定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至っていない災害時要援護者であって、一般の避難生活において何らかの配慮を必要とするものをいう。

### （受入れ及び人材派遣）

第3条 甲は、災害時において前条に定める対象者であって、常時介護が必要な者の存在を把握した場合は、乙に対し当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、前項に定める受入れに際して、家族等による移送が困難な場合は、乙に対し移送を要請するものとする。

3 甲は、旭川市内において甲が開設した福祉避難所において必要な人材に不足が生じた場合、乙に対し必要な人材の派遣を要請するものとする。

4 乙は、第1項から第3項に定める甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

5 第1項から第3項に定める要請は、甲が次条別表に定める施設に対し、直接行うことを妨げない。

6 前項の規定により、甲が次条別表に定める施設に対し、第1項から第3項に定める要請を直接行った場合、甲は速やかに乙に報告するものとする。

### （指定する施設）

第4条 前条に定める要請を行うために指定する施設及び要請の範囲は別表のとおりとする。

### （受入手續）

第5条 第3条第1項及び第2項の要請は、災害規模や対象者の状況を勘案し、前条で指定している施設の中から選定し、次の各号に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでないものとする。

- (1) 対象者の住所、氏名、性別、生年月日、心身の状況及び連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先等

(派遣対象の職種及び手続)

第6条 第3条第3項の派遣対象とする職種は、生活相談員、生活支援員、介護職員及び看護職員等とする。

2 第3条第3項の要請は、災害規模や対象者の状況を勘案し、第4条に掲げる施設の中から選定し、次の各号に掲げる事項を記載した要請書(様式第2号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでないものとする。

- (1) 必要とする人材の職種及び人数
- (2) 派遣先の施設名、所在地及び電話番号

(物資調達)

第7条 甲は、日常生活用品、食料など福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(物資の支給、避難者への支援)

第8条 乙は、福祉避難所において対象者を含めた避難者(以下「対象者等」という。)に対し、必要な食料、被服、寝具及びその他生活必需品を支給又は貸与した場合は、書面により甲に報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所において対象者等に対し、相談、日常生活上の支援及び対象者等に必要福祉サービスを提供した場合は、書面により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙に対し福祉避難所の開設等に係る経費(前条に係る経費を含む。)について、災害救助法等関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。ただし、避難所への人材の派遣に係る経費は、原則、乙の負担とし、災害救助法関連法令等の定めるところでない福祉避難所の開設等に係る経費は、規模・期間等を勘案し、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第10条 第3条第1項の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、延長が必要な場合は、甲乙協議の上、延長することができるものとし、更に延長が必要な場合は、同様に扱うものとする。

(福祉避難所の閉鎖及び人材派遣の終了)

第11条 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、その旨を福祉避難所閉鎖通知書(様式第3号)にて乙に通知するものとする。

2 甲は、第3条第3項により要請した人材派遣の必要がなくなった場合、その旨を人材派遣終了通知書(様式第4号)にて乙に通知するものとする。

(受入可能人数の把握)

第12条 甲は、平常時から乙の受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、福祉避難所の設置運営を行うことにより知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度甲、乙協議するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年11月22日

甲 旭川市  
旭川市長

乙 旭川市春光台4条11丁目  
旭川社会福祉施設協議会  
会長